

制定 環廃対発第 1408051 号
環廃産発第 1408051 号
平成 26 年 8 月 5 日
改正 環廃対発第 15082410 号
環廃産発第 1508244 号
平成 27 年 8 月 24 日

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱 (廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業)

(通則)

第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業が、経済性の面で自主的取組だけでは進まないことに鑑み、第 4 条に規定する事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における「処分場等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項及び同法第 9 条の 3 第 1 項に定める一般廃棄物最終処分場及び同法第 15 条第 1 項に定める産業廃棄物最終処分場並びに不法投棄地のうち同法第 15 条の 17 に定める指定区域及びそれに類する場所をいう。

(交付の対象)

第 4 条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、第 2 条の目的を達成する次に掲げる事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

処分場等に次に掲げる先進的な技術を導入する事業

- 一 災害時に撤去できる可動式架台・支持装置及びその基礎
- 二 防雨機能としても活用できる屋根式架台・支持装置及びその基礎
- 三 不均一な地盤沈下の可能性のある処分場等にも設置可能な架台・支持装置及びその基礎
- 四 腐食性ガスにも耐えられる架台・支持装置及びその基礎
- 五 最終処分場の維持管理のための電力供給システム
- 六 処分場等及び太陽光発電設備の地盤沈下量等を計測するモニタリング機器類

2 前項の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。前項の事業のうち一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場への太陽光発電導入促進事業にあっては、最終処分場の管理者と連携して事業を行う法人、前項の事業のうち不法投棄地への太陽光発電導入促進事業にあっては、関係地方公共団体と連携して事業を行う法人に限る。

- 一 民間企業

- 二 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - 三 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - 四 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
 - 五 法律により直接設立された法人
 - 六 その他大臣が適当と認める者
- 3 2 者以上の事業者が共同で第 1 項の事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、第 1 項の事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
 - 4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
 - 5 事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第 5 条 この補助金の交付額は、次に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第 1 第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、事業の補助対象経費の内容については別表第 2 を参照すること。
- 三 二により選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第 6 条 第 4 条により事業を実施し、補助金の交付を申請しようとする代表事業者（以下「補助事業者」という。）は、様式第 1 の 1 又は様式第 1 の 2 による交付申請書を大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第 7 条 大臣は、前条の規定による交付申請書又は第 10 条第 1 項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第 2 の 1 による交付決定通知書又は様式第 2 の 2 による変更交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 大臣は、第 5 条第 1 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して 15 日以内にその旨を書面で大臣に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

(変更申請)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付決定額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更申請を行う場合において、第5条の規定を準用する。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表第1の第2欄に定める対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の20%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続きをもって、これに替えるものとする。

2 大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第7による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第15条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

第16条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第12条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8の1又は様式第8の2による報告書を大臣に提出しなければならない。

なお、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日

までに様式第9による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第10による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であって、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣が定める日以内とすることができる。
- 4 大臣は、前項の返還期限内に返還を命ぜられた額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第11による請求書を大臣へ提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 大臣は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項（ただし書きを除く。）及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え、管理しな

なければならない。

- 3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 21 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式 1 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式 2 を大臣にあらかじめ報告し、受理されたものについては、大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付期限については、第 17 条第 3 項の規定を準用し、当該納付期限内に返還を命ぜられた額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 5 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の経理に当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区分して行うこととし、補助金の使途を明らかにしておくとともに、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

一 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第 13 による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該補助金調書及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

二 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

- 2 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

第 23 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等相当額が確定した場合は、様式第 14 により速やかに大臣に報告しなければならない。なお、大臣は報告があった場合には、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の納付については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第 24 条 補助事業により整備された施設及び機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第 25 条 大臣は、第 6 条又は第 10 条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として 2 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(知的財産権の譲渡)

第 26 条 補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

第 27 条 補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して 10 日以内に、その旨を大臣に届け出なければならない。

(収益納付)

第 28 条 大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(その他)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 8 月 6 日から施行する。

(附 則)

1. この要綱は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、平成 27 年度予算に係る補助金から適用し、平成 26 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費、開発費及び事務費で別表第2及び別表第3に定める経費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	大臣が必要と認めた額

別表第2 第4条第1項の事業に係る補助対象経費の内容

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等の単価を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
		一般管理費	<p>であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する費用をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
	設備費	設備費	<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	開発費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の開発のための調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証に使う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3 第4条第1項の事業に係る補助対象経費（事務費）の内容

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
		消耗品費 備品購入 費		<p>的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。</p> <p>この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。</p>